

新日本史年表

- 弘化元年
 - 三月 佛人英人の琉球を取らんとするを揚言す
 - 五月 藤田虎之助禁錮せらる
- 弘化三年
 - 五月 學習院成る
 - 七月 高島四郎大夫禁錮せらる
 - 八月 英人琉球を測量す
 - 弘化四年
 - 三月 福井侯横井平四郎を聘す
 - 六月 天保十三年の攘夷令を廢す
 - 十一月 佐賀侯砲臺を長崎に増築す
 - 嘉永二年
 - 四月 攘夷の令を復せんとす
- 嘉永三年
 - 八月 朝野防海の論起る
 - 八月 佐賀侯種痘を試む
 - 十月 高野長英死す
 - 嘉永六年
 - 六月 ペルリー始めて來る
 - 八月 高島四郎大夫禁錮を解かる
 - 佐賀藩に鐵砲を造らしむ
 - 九月 鹿兒島侯大船を造る
- 安政元年
 - 九月 鹿兒島侯大船を造る
 - 安政元年
 - 正月 ペルリー復ひ來る
 - 三月 水戸老侯辭職す
 - 吉田寅次郎米國に航せん
 - 四月 佐久間修理吉田獄に下さる
 - 安政二年
 - 五月 始めて西洋の鐵砲を用ゆ
 - 七月 勝麟太郎始めて航海術を學ぶ
- 安政三年
 - 十月 藤田東湖死す
 - 安政三年
 - 正月 北蝦夷を開墾す
 - 正月 水戸老侯軍艦を造る
 - 安政四年
 - 正月 蕃書調所成る
 - 十二月 水戸人「ハルリス」を刺さん
 - 長崎にて踏繪を廢す
 - 安政五年
 - 正月 僧月照始めて出づ
 - 三月 朝議沸騰す
 - 四月 彦根侯大老たり
 - 六月 先帝憂慮國家安寧を祈る
 - 七月 名古屋福井以下下邸に謹慎せしむ
 - 全年 鹿兒島侯奮發す
 - 九月 梁川星麿死す
 - 梅田源次郎捕はる
 - 月照西郷と鹿兒島に潜匿す
- 安政六年
 - 十月 藤森恭介捕はる
 - 十一月 月照死す
 - 三條公退て遊の民家に居る
 - 安政六年
 - 七月 浪士始めて外人を斬る
 - 諸有志刑に處せらる
 - 頼三樹三郎橋本左内等刑に處せらる
 - 高知老侯謹慎を命ぜらる
 - 吉田寅次郎を死刑に處す
 - 十一月 勝麟太郎始めて米國に使す
 - 萬延元年
 - 三月 水戸藩士彦根侯を斬る
 - 八月 水戸の老侯死す
 - 十一月 堀織部正自殺す
 - 文久元年
 - 三月 魯人家屋を對島に作る

六月 萩藩長井雅樂開國論を奏す
 八月 佐賀侯大砲を呈す
 文久二年
 正月 大橋順藏捕はる
 桂小五郎始めて出づ
 二月 長井雅樂京師に周旋す
 四月 平野二郎書を朝廷に上る
 五月 島津三郎江戸に到る
 七月 一橋公將軍を輔佐す
 萩非老侯政事を總裁す
 八月 高知老侯登啓す
 岩倉具視整居す
 村田藏六(大村益次郎) 職を速かにするを説く
 九月 攘夷の典を擧げしむ
 十月 三條公勅書を江戸に傳ふ
 十一月 幕府の大臣を整居

せしむ
 十二月 佛人攘夷の詔を疑ふ
 脱藩諸士横井平四郎を斬らんぜす
 文久三年
 二月 萩侯長井雅樂に切腹を命ず
 森武兵衛等攘夷の期を促かす
 山岡鏡太郎始めて新徴組を指揮す
 三月 島津久光國に歸る
 四月 石清水行幸
 五月 萩藩士攘夷の詔を奉すとの名義を以て米國商船を下関に墜つ
 萩藩士御船を撃つ
 若松藩士等御船を斬りし者を捕ふ
 長藩また蘭人を撃つ

六月 萩藩米艦を撃つ
 佛人下関に戦ふ
 英艦鹿兒島に至る
 七月 鹿兒島藩士答書を英人に贈る
 幕府萩藩を詰る
 朝廷鹿兒島を責す
 萩藩士朝陽丸を奪ふ
 脱藩士高嶺寺を焼く
 八月 大和行幸の詔あり
 宸翰を中川宮に賜はる
 脱藩士大和を襲ふ
 七卿長門に落つ
 三朝臣を罪す
 天皇親諭あり
 脱藩士高取を攻む
 九月 一橋氏江戸有士の攘夷を解るを駁す
 九月 岩下佐次衛門英人と應接す
 十月 島津三郎京師に至る
 十一月 萩藩君主の衷情を

分疏す
 萩藩士鹿兒島艦を撃つ
 元治元年
 一月 鳥取侯書を朝廷に上る
 島津三郎昇進す
 萩侯上書す
 長州處分論起る
 二月 三條實美等衷情を哀訴す
 萩藩士鹿兒島藩士を斬る
 開港の勅許あり
 鹿兒島侯大砲十二門を獻す
 三月 鹿兒島侯英人に約する所の軍艦來る
 筑波黨起る
 鹿兒島藩開港勅を稱ふ
 政事を幕府に奏するの勅出づ
 將軍十八條を定む
 五月 萩侯上書す

朝廷幕府委任のことを萩侯に告ぐ
 六月 萩藩士の京師に居るを禁ず
 諸侯に幕府の指揮を受けしむ
 福原越後伏見に來る
 萩藩士嵯峨天龍寺に來る
 七月 佐久間象山殺さる
 福原越後等京師を侵す
 平野次郎を斬る
 鹿兒島兵天龍寺を焼く
 江戸の萩邸を毀つ
 朝廷萩藩を討つ
 八月 英佛米蘭同盟して下の關を討つ
 加藤弘之を徵す
 朝廷幕府の間斷然異論となる
 十月 福澤諭吉始めて出づ
 佐賀侯征長の不可を陳す
 十一月 鹿兒島藩軍裝して

帝國を弔す
 國司以下に切腹を命ず
 慶應元年
 正月 高杉晋作伊崎の官舎を襲ふ
 二月 將軍征長を令す
 四月 名古屋老侯征長總督たり熊本侯征長先鋒たり
 米人長州を助けんと約す
 五月 名古屋老侯先鋒を辭す
 武市平平太に切腹を命ず
 萩侯決戦の旨を言ふ
 五月 將軍を殺すを謀る者あり
 關入下の關に來る
 兵庫開港の議あり
 八月 萩侯兵備後と廣島に使はして衷情を哀訴せしむ
 十月 將軍辭職す
 樺太の境界を定んと行ふ

永く三港を開くを勅許す
 再度の征長
 慶應二年
 正月 萩侯父子を寛典に處す
 二月 洋製船を購買するを許す
 三月 津田真道西周助徵さる
 四月 業を外國に講ずるを許す
 萩の兵備中を襲ふ
 鹿兒島征長の正理に戻るを上官す
 西郷長州と和す
 五月 萩藩の處分あり
 六月 幕兵周防に入る
 鹿兒島萩藩の哀訴を三十六藩に示す
 八月 勝安房萩と和す
 一橋後嗣となる
 九月 征長を停む

十一月 麾下の士を銃隊に編す
 十二月 神田孝平を徵す
 慶應三年
 二月 萩藩英人と和す
 鹿兒島人書を英人に送る
 榎本武揚蘭國より歸る
 七月 島津七萬七千の兵を率ひて京師に來る
 朝廷大譴
 五月 萩侯兵備を修む
 兵庫開港を許す
 六月 南社起る
 七月 萩侯高知侯と懸信す
 八月 神符天より下る
 十月 後藤象二郎出づ
 高知老侯王政復古の旨を言ふ
 討幕の命あり
 政權を返上す
 十一月 鹿兒島兵千餘人京師に入る

坂本龍馬斬らる
 萩兵三田尻を發す
 十二月 鹿兒島以下の兵禁
 岡を守る
 岩倉府さる
 三條實美等の官位を復す
 毛利内匠に九門を警せし
 む
 萩の兵陸軍京師に入る
 明治元年
 正月 徳川慶喜の兵北上す
 伏見鳥羽の役あり
 慶喜大坂より東走す
 征討大號令を布く
 慶喜以下の官位を削く
 再び諸侯を召す
 天皇元服を加ふ
 大政復古の書を各國公使
 に付す
 初て七科を置く
 各國公使局外中立を布く
 大坂兵庫兩鎮を置く
 紙幣製造の議を決す
 大久保利通選部の議を上
 る
 二月 親征の詔を頒つ
 七科を改めて八局とす
 貢士の制を定む
 藩を三等に分つ
 慶喜東叡山に屏居す
 大坂東發す
 各國公使始めて朝見す
 三月 總督府江戸進駐の令
 を布く
 蝦夷開拓の勅問あり
 五章の誓約あり
 揚榜を改む
 太政館新を朝鮮に報す
 神佛混同を禁す
 禁裡字及び菊章を用ふる
 を禁す
 四月 太政官日誌を發行す
 江戸城を收む
 榎本武揚等品海を脱す
 米人國人を布哇に送る
 八幡宮に苦陸と稱するを
 停む
 天主教徒を諸藩に分付す
 金銀貨銅鉄錢の價位を定
 む
 陸軍を編制す
 紙幣を新造す
 仙臺藩士等官軍參謀を殺
 す
 會津の兵白河城を陥る
 官制を改正す
 立法行司法を分掌す
 府藩縣の制あり
 奥羽諸藩會盟す
 南法司を置く
 書籍私刊を禁す
 五月 白河城を復す
 東叡山の兵公現親王を擁
 戴す
 丁銀豆板銀を廢す
 租稅司を置く
 紙幣を發行す
 二分金一分銀を作る
 貢士の對策を定む
 六月 新聞紙私刊を禁す
 昌平學校を復興す
 始めて外國人を雇ふ
 七月 公現親王奥羽等の諸
 藩をして薩藩を擊たしむ
 仙臺米澤等書を各國公使
 領事に送る
 大坂を開港場とす
 江戸と東京と稱し鎮將府
 を置く
 賊長岡城を陥る
 八月 貢士の對策を止む
 始めて種痘所を置く
 朝彦王を安藝に幽す
 榎本武揚船艦を奪ひ去る
 私募兵を禁す
 若松城を圍む
 聖誕日を天皇節と稱す
 天皇紫宸殿に位に即く

足利學校を復興す
 九月 明治と改元し一世一
 元の制を定む
 驛遞規則を定む
 開成所復興す
 皇漢二校を置く
 車駕東行す
 始て天皇節の儀を行ふ
 會津降る
 復讐を許さず
 瑞典那耳威西班牙と假條
 約を結ぶ
 阿片を禁す
 十月 長岡降る
 御隙缺畫の制を立つ
 榎本武揚等箱館に走る
 車駕東京に入り江戸城を
 以て皇居とす
 榎本武揚蝦夷に入る
 藩職を定む
 十一月 新潟を開港し東京
 を開市す
 箱館地方賊手に陥る
 十二月 公議所を東京に置
 く
 從三位一條美子を立て皇
 后とす
 明治二年
 一月 横井平四郎刺客に遇
 ふ
 幕府の許せし農商の稱
 兵佩刀及び給俸免役の類
 は一切之を停む
 獨逸北部聯邦と假條約を
 結ぶ
 諸道關門を廢す
 薩長肥土版籍奉還を請ふ
 賞典録の數を定む
 二月 告諭大意を頒行す
 貨幣司を廢して造幣を置
 く
 東京外國人居留地を増廣
 す
 嶺山開採諸金寶貨を許す
 三月 車駕再び東行す
 銅輸出の禁を解く
 待詔局を置く
 銀並を以て金錢價位を立
 つるを禁す
 四月 民部官を置く
 紙幣價位を廢す
 五月 議政官を廢す
 公擯法を以て朝官を登用
 す
 出版條例を頒布す
 五稜廓の賊降り箱館平く
 彈正臺を置く
 紙幣増製を止む
 紙幣交換の期限を定む
 六月 昌平學校を大學校と
 改稱す
 版籍奉還の請を聽し知藩
 事を置く
 公卿諸侯の稱を廢して華
 族と稱す
 徴士層士の稱を廢す
 藩知事家祿を定め臣隸を
 士族と稱し家令等を置く
 需替會社銀行券を發行す
 七月 官制を改定す
 舊制の百官及び受領を廢
 す
 三府の外悉く縣とす
 英國王子來る
 八月 民部大藏二省を合す
 蝦夷地を北海道と改稱す
 官祿の制あり
 九月 皇漢學所を廢す
 大村益次郎刺客に遇ふ
 澳太利と假條約を結ぶ
 通商司紙幣を發行す
 東京乞丐者を尊里に復歸
 す
 十月 當百錢を増鑄す
 價金兌換の制あり
 十一月 平民の乘馬を禁す
 鐵路築造を議決す
 十二月 府縣藩私製の紙幣

を禁す
 中下大夫上士を廢し士族
 卒と稱す
 東京横濱間電信線成る
 明治三年
 正月 徳川慶喜以下の罪を
 宥む
 二月 華族の涅齒黠眉を禁
 す
 布哇の所奴歸る
 天文曆道と大學に屬す
 樺太開拓使を置く
 陸軍所を大坂に建つ
 三月 集議院を開く
 四月 普く種痘を行ふ
 諸藩の貨幣私鑄を寛假す
 七月 民部大藏二省を分つ
 宇佛職交に關し局外中立
 を布告す
 八月 鴉片煙律を分つ
 大坂神戸間電信成る
 中學校を東京に設く

九月 東京府下に家税を課
 す
 藩制を廢す
 公職入公用人を廢す
 庶人稱氏を許す
 墨刑を廢す
 軍資金を停む
 常備兵額を定む
 十月 常備兵式を改正す
 海軍御旗國旗以下の徽章
 を定む
 最首の外罪案揭示を停む
 十一月 瑞典那耳威と條約
 書を交換す
 十二月 新律綱領を刊布す
 庶人の佩刀を禁す
 明治四年
 正月 利子の定限を廢す
 郵便を西京大坂の間に設
 く
 二月 華族を東京府に貫す
 四月 戸籍法を改正す

平民乘馬を許す
 欽差全權大臣を清國に使
 す
 五月 神社班位を定め祠官
 の世襲叙爵を停む
 新貨鑄造の令あり
 六月 大赦を復す
 七月 郵便を京濱間に設く
 刑部省彈正臺を廢し司法
 省を置く
 藩を廢して縣とす
 大學を廢し文部省を置く
 博物館を其中に置く
 金銀銅質買を許す
 女官の位階を改む
 民部省を廢す
 正院左右院を置く
 太政官職制を定む
 清國と假條約す
 八月 神祇官を改めて神祇
 省とす
 散髮廢刀を許す

官制を釐定す
 造幣租稅等の十一察及正
 算司を置く
 産物貨賦を停む
 集議院を左院に屬す
 華族平民の婚嫁を許す
 穢多非人の稱を廢す
 九月 歳祿を月給金と爲す
 午時號砲の制を設く
 十月 特命全權大使を歐米
 に差遣す
 始めて商會證券を發行す
 六部米錢を乞ふものを禁
 す
 經卒を東京に置く
 普化宗を廢す
 十一月 縣知事を縣令と爲
 す
 盲人の職名を廢す
 全權大使東京を發す
 十二月 澳太國と條約を改
 正す

華士族卒の營業を許す
 新紙幣を發行す
 東京府下に地券を給し地
 租を課す
 明治五年
 正月 開拓使の紙幣を發行
 す
 製服を廢す
 官制を更定す
 官庶餘米輸出を許す
 御諱缺書の制を廢す
 二月 新紙幣四種を發行す
 土地賣買の禁を解く
 京濱間鐵道成る
 三月 親兵を廢し近衛兵を
 置く
 神祇省を廢し教部省を置
 く
 赤阪離宮を置く
 鐵山條規及新聞紙を府縣
 二分つ
 國旗を開港縣廳に掲ぐ

四月 戸長を置く
 藩債を公債と爲す
 金銀兌換制法を廢す
 京阪電信線成る
 海上里法を定む
 教導職を置く
 僧侶食肉の禁を解く
 教則三條を頒つ
 神官教導職を東西兩部に
 分つ
 書籍館を置く
 五月 一人一名の制を立つ
 假に品川横濱間の瀛車を
 開く
 東京府下の電線成る
 區長を東京府に置く
 車駕西巡す
 小學師範學校を設く
 六月 三種紙幣を發行す
 七月 秘魯國船清民を強買
 す
 八月 八大學區の制を設く

據頭平關書式を廢す
 國立銀行を創立す
 僧官を廢す
 山梨縣民嘯聚す
 九月 秘魯國船清民強買の
 處分あり
 東西京間電信線成る
 新潟縣亂民の處分あり
 琉球藩士を冊封す
 僧侶に姓氏を稱せしむ
 修驗宗を廢す
 東京會議所を置く
 橫濱瓦斯燈成る
 十月 娼妓を解放す
 十一月 生絲稅を廢す
 始めて太陽曆を用ゆ
 十二時を二十四時に改む
 僧侶の托鉢を禁す
 神武天皇即位を紀元とす
 八神慶の稱を廢す
 徵兵令を頒つ
 明治六年

正月 大分縣民擾亂す
 公園を各地に置く
 私生兒の措置を定む
 僧侶の位階を廢す
 婦女の戸主と爲るを許す
 華士族平民の養子するを
 許す
 比丘尼の選俗婚嫁を許す
 二月 大教院を置く
 復讐を嚴禁す
 男女六歳以上學に就くの
 制あり
 證券印紙を發行す
 副島種臣使清の命あり
 三月 舊藩債償還法を定め
 公債證券を下付す
 紀元節の稱を始む
 外國人と婚嫁するを許す
 敦賀縣民擾亂す
 公債證券條例を分つ
 人民の名稱に御諱を避く
 るの制を廢す

四月 敦賀縣亂民の處分あり
 六分縣亂民の處分あり
 清國と條約を交換す
 五月 太政官職制を更定す
 琉球藩臣東京に駐在す
 六月 北條縣民擾亂す
 歳計豫算表を分つ
 改定律例を頒布す
 外國人訴訟規則を立つ
 福岡縣民擾亂す
 北條縣民擾亂の處分あり
 六月 米麥輸出の禁を解く
 火葬を禁す
 名東縣民擾亂す
 地租を改正す
 八月 第一國立銀行五種の紙幣を發行す
 秘魯との假條約成る
 貳錢銅貨を鑄る
 長崎白川二縣擾亂す
 岩倉大使等歐洲より歸る

十月 新聞紙條例目を定む
 名東縣民の處分あり
 内務省を置く
 十二月 家祿税を課す
 選祿の制あり
 官祿税を課す
 明治七年
 一月 警視廳を置く
 賦金の稱を始め
 二月 佐賀士族囂集す
 巡查を置く
 三月 佐賀賊平ぐ
 銅錢輸出の禁を解く
 戸籍法を分つ
 四月 臺灣を討つ
 五月 府縣長官を徵集す
 阪神間の鐵路成る
 臺灣降る
 米利堅國と郵便條約を結ぶ
 七月 同盟國主の稱呼を定む

八月 大久保利通清國に使ひす
 九月 郵便爲替法を置く
 十月 株式條例を頒つ
 清國と條款憑單を交換す
 十二月 米油の限月賣買を禁す
 明治八年
 一月 舊紙幣通行を廢止す
 二月 平民姓氏の令あり
 審判の傍聽を許す
 英佛二國橫濱の衛兵を撤す
 三月 地租改正局を置く
 郵船を上海に通す
 四月 元老大番二院を置き左右院を廢す
 混同の教院を停む
 五月 樺太島を交換す

火葬の禁を解く
 六月 琉球の藩制を更革す
 露帝買収の判決を爲す
 地方官會議開く
 護謄律新聞條例を定む
 七月 選祿の制を假停す
 八月 領事館を天津に置く
 九月 國府縣稅の稱あり
 汽船を三菱會社に附す
 十月 江華の争鬭あり
 十一月 女子師範學校成る
 明治九年
 一月 朝鮮の修好成る
 三月 日曜休暇の令あり
 佩刀の禁あり
 五月 和歌山縣民擾亂す
 合家を禁す
 六月 朝鮮通信使至る
 車駕東巡す
 道路の制を改む
 監獄裁判の制を始め
 八月 債券の制を始め

海兵を解き水兵を置く
 十月 熊本縣士暴動す
 福岡、山口、二縣又暴動す
 十一月 福岡山口共に平ぐ
 初めて幼稚園を置く
 東京府區總代人を置く
 十二月 茨城縣民囂集す
 三重縣民囂集し次て平ぐ
 明治十年
 一月 減租の詔あり
 教部省警視廳警察及大少丞を廢す
 書記官を置く
 府縣の參事を廢し書記官を置く
 正院修史局を廢し書記官を置く
 大少史を廢し書記官を置く
 太政官日誌の頒布を止む
 車駕西行す
 鹿児島私學校生徒強襲を

奪ふ
 二月 石川縣民擾亂す
 賊徒鹿児島を襲ふ
 保釋條例を定む
 賊徒を征討す
 賊軍熊本城を圍む
 内閣行署を大坂に置く
 三月 彌前讀岐間の海底電信成る
 六月 萬國郵便聯合條約を頒つ
 賊紙幣を造る
 コレラ流行す
 七月 車駕還京す
 八月 勸業博覽會を開く
 九月 利息制限法を定む
 虎利刺病流行す
 賊平ぐ
 十一月 代米納を許す
 十二月 刑法草案審査局を置く
 豫備紙幣を發行す

清國公使至る
 明治十一年
 一月 第一銀行支店を釜山港に置く
 四月 起業公債を募る
 五月 貿易銀貨を以て通用貨幣とす
 六月 株引取引所を置く
 七月 郡區町村編制法を置く
 府縣會規則を立つ
 商法會議所を置く
 八月 近衛兵卒暴動す
 車駕北巡す
 十二月
 營業雜種稅の種類を制限す
 明治十二年
 一月 衆利を廢す
 東京學士會院を置く
 三月 勸諭の詔あり
 洋銀取引所を橫濱に置く

四月 府會を開く
 琉球藩を廢し縣と爲す
 米國との條約を改正す
 九月 一圓銀洋銀全假通用の令あり
 製茶共進會を開く
 株式取引所に貨幣賣買を許す
 教育令を定む
 砲兵廠を廢す
 十月 砲兵本署砲兵工廠を置く
 徵兵令を改正す
 十二月 官祿税を廢す
 明治十三年
 一月 朝鮮國の元山津を開く
 二月 外國と郵便爲替を置く
 紙幣を改造す
 正金銀行を橫濱に置く
 地方官に勸諭あり

参議の諸省卿を兼るを止む
 三月 會計検査院を置く
 興亞會を置く
 四月 集會條例を定む
 公使を朝鮮京城に駐劄す
 六月 備荒儲蓄法を定む
 車駕西巡す
 七月 刑法治罪法を頒つ
 八月 朝鮮修信使來る
 九月 檢事を各地に置く
 酒造稅則を定む
 十月 領事館を佛國巴里に置く
 十一月 東京市街に馬車鐵道路を設く
 十二月 行使の職制章程を改正す
 明治十四年
 一月 警視廳を置く
 靈兵を置く
 二月 福井縣を置く

堺縣を廢す
 三月 内國勸業博覽會を上野に置く
 四月 農商務省を置く
 七月 刑法治罪法を施行す
 車駕北巡す
 九月 鳥取縣を置く
 監獄則を定む
 十月 車駕還京す
 國會開設の詔あり
 參事院を置く
 十一月 警部長を置く
 明治十五年
 一月 武官訓諭の勅あり
 會計法を改正す
 二月 皇典講究所を置く
 開拓使を廢し縣を置く
 伊藤博文を歐洲に遣す
 五月 神道諸派の特立を許す
 六月 熾仁親王を露國帝即位式に臨ましむ

日本銀行條例を布告す
 七月 陸軍參謀本部建築成る
 コレラ大に流行す
 朝鮮兵亂を起し我公使館を襲ふ
 八月 式殿會を定む
 十月 朝鮮信使來る
 十一月 幌内小樽の鐵道成る
 朝鮮と修好條規續約を交換す
 十二月 福島縣騒動す
 明治十六年
 四月 日本銀行を開く
 五月 改進黨の兩黨相争ふ
 七月 官報を發す
 右大臣岩倉公薨す
 陸軍治罪法を制定す
 伊藤參議セルマンより歸國す

板垣退助歐洲より歸國す
 十月 京都二條城を離宮と定む
 醫師免許規則を制定す
 即位式大嘗祭は京都にて行はるべき旨布達ありたり
 十一月 札幌勇拂地方に火山噴出す
 憲法事務取調所を參事院中へ設立す
 參事院を參議院と改む
 故吉田松陰に從四位を還る
 明治十七年
 一月 賭博犯處分規則を公布す
 官吏恩給令を布達す
 中山道鐵道公債を發す
 徵兵令を改正す
 三月 制度取調局を宮内省に置く

實屋條例を發布す
 四月 敦賀長濱間の鐵道成る
 森全權公使歸朝す
 關ヶ原大垣間の鐵道成る
 五月 商標條例を發行す
 六月 九州銀行倒る
 七月 華族令を布達し公侯伯子男の爵を定む
 神佛教導職廢止の布告出づ
 八月 乘馬側發令を發布す
 暴風雨あり西國筋尤も甚だし
 九月 大暴風あり東方の地損害多し
 證券條例を發布す
 暴徒凶器を携へ茨城縣加波山に櫛籠る
 十月 天保通寶を十九年限り通用禁止の預令あり
 墓地埋葬取締規則を布達す

自由黨大坂に大會を開き解散す
 栃木縣廳并開道式あり
 明治十七年
 十一月 宣布せざる公文上書送白書は十六年以前のものと雖も之を公にするを禁す
 埼玉縣秩父の農民暴發す
 共同競馬會社を設く
 十二月 東京鎮守府を横須賀に移す
 判事登用規則出づ
 丸三銀行倒る
 朝鮮暴動、井上を遣はす
 大隈等改進黨を脱す
 明治十八年
 一月 井上大使朝鮮より歸國す
 大山陸軍卿歐洲より歸る
 二月 摺附木に黄燐を用ゆ

るを禁す
 鹿兒島に噴火あり
 麻疹大に流行す
 朝鮮正使國書を捧呈す
 京都府疏水工事の費用を補助せん爲官吏中非常の改革あり
 伊藤博文を支那へ使はす
 四月 日清談判結了
 再實特許條例を布告す
 伊藤大使支那より歸國す
 五月 油、菓子税則を布告す
 六月 大宮宇都宮間の鐵路成る
 銀貨を以て政府紙幣に代ゆるの令
 七月 專賣特許條例
 中國に巡幸す
 八月 虎列刺大に流行す
 十一月 自由黨國事犯捕へらる

十二月 内閣總理大臣を設け伊藤之に當る
 明治十九年
 八月 登記法を公布す
 公證人規則を公布す
 十月 英國船ノルマントン號紀州沖にて破船し廿三名の日本人溺死す
 十二月 ノルマントン號船長禁錮三ヶ月に處せらる
 明治二十年
 一月 先帝二十年式にて聖駕京都に向ふ
 二月 聖駕東京に歸る
 名古屋の大獄落着し大島富田鈴木の三人死刑に處せらる
 三月 所得稅法の公布あり
 廿年度豫算の公布あり
 四月 黒田内閣顧問歐洲より歸國す
 假裝會を總理大臣の官邸

に催す
五月 大隈重信、板垣退助、後藤象次郎、勝安房の四兵を華族に列し伯爵と授つく
輸出食鹽の關稅を免す
獨逸皇族來朝す
全國有志懇親會を大坂に開く板垣退助之に臨む
七月 文官試驗規則を公布す
露國皇族來朝す
朝鮮閔泳駿氏を日本駐劄公使に任す
八月 板垣參内意見書を奉る
下田歌子の國文小學讀本を府下小學校の教科書に用ひ輿論爲めの喧し
九月 國文讀本の教科書に充つるを廢す
地方長官を内務省へ召集す

大坂國事犯落着し大井憲太郎等輕禁錮六年以下の刑に處せらる
十月 華族地方に移住するを許す
十一月 島津久光公を大勳位に叙す
十二月 島津公幾す
郡山以東鐵道迄の鐵路開通す
小松宮歐洲より歸國す
保安條例を發布す
新聞出版條例を改正す
版權、脚本、樂譜、寫眞版權の條例を布告す
即日中江篤助、尾崎行雄以下殆ど四百名に退去を命す
明治廿一年
二月 大隈伯内閣に入る
四月 煙草稅則を改正す
長野縣の有志總代元老院

に出頭し議長に面會を乞ひ許されず
大坂にて官民大親睦會を催す
樞密院を設置し伊藤伯總理大臣を辭して議長に任す
五月 寺島宗則伯を樞密院副議長に任す
大久保利通氏哀悼碑竣工の祭典を執行す
丁年以上の各親王へ樞密院に班列するの權を與ふ
三條實美公を樞密院に列せしむ
陸奧公使米國に赴任す
樞密院にて憲法草案の第一會を開かる
六月 中村正直氏以下に博士の號を授く
露國産石油始めて輸入す
七月 盤梯山破裂し石砂熱

湯、硫黃、灰等を降らし六里四方の地を燒野に變せしむ
八月 金玉均北海道へ移住の許可あり
大久保一翁死す
市區改正條例發布す
十月 此の頃決闘大に流行す 高島炭坑殘忍醜虐の噂す
十一月 馬場辰猪氏死す
十二月 特許意匠商標の三條例を發布す
明治廿二年
一月 東京熱海間の電信電話共同線竣工す
徵兵令改正の公布あり
二月 憲法發布の式あり
三月 オルコット氏來着す
後藤象次郎氏遞信大臣となる
榎本武揚子は文部大臣に

任ぜらる
三府特別市制の發布あり
五月 神佛教會脫教所取締心得の訓令あり
六月 日耳曼新條約調印濟さなる
七月 賄賂事件あり
八月 九州地方の地大に震ふ
江戸御府三百年の祝祭あり
和歌山、大坂、京都に水害あり
この頃條約改正問題に付世論沸くが如し
十月 福地源一郎氏の收賄事件の審判終結す
山縣内務大臣歸朝す
伊藤伯辭表を呈す
大隈伯霞ヶ關にて來島恒喜に狙撃さる
黒田伯を初め諸大臣辭表

を呈す
三條公總理大臣となる
十一月 明宮親王太子に立たせ給ふ
十二月 内閣官制を公布す
國稅滯納の處分あり
決闘條例出づ
愛國公黨論世に發布す
明治廿三年
一月 衆議院議員選舉法施行規則を公布す
新島襄死す
四月 撰舉競争、博覽會
五月 商法を發布す
士族授産金に付き丸田、田口、宇川、關氏等の問題出づ
米價騰貴す
愛國公黨創立大會を開く
六月 下谷鎮道事件に付き下谷區民大に激發す
八月 集會及び政社法を公

布す
九月 自由黨の結黨式あり
米國にて日本婦人放逐の論議あり
土耳古軍艦沈没す
十月 衆議院規則出づ
埼玉縣下水害甚だし
十一月 國會開會式

明治二十四年七月二日印刷
 明治二十四年七月三日出版
 明治二十四年七月廿六日再版
 明治二十四年八月十七日三版
 明治二十四年十月九日增補四版印刷并出版
 明治二十四年十一月廿六日增補四版印刷并出版
 明治二十五年九月十七日增補訂正六版印刷并出版

定價四十錢

著者

竹越與三郎

東京麻布區龍土町五十六番地

發行兼印刷者

垣田純朗

東京京橋區日吉町四番地

印刷所

公友舍

東京赤坂區溜池町五番地

發行所

民友社

東京京橋區日吉町四番地



●民友社出版書目

竹越與三郎著

六新日本史上 紙數 三百七十餘頁 定價 四十一錢 郵税 六錢

一出日本歴史界に一生命を開き批評社
會の一大問題となりたる新日本史は
事實を訂正し材料を増加し大に面目を一新し
て五版に上れり速やかに購読あれ

新日本史中 紙數 三百十餘頁 定價 三十一錢 郵税 四錢

上卷に於て過去二十年間の政變及び外交の歴史を説き盡したる新日本史の中卷は今や成る
記する所の大部は明治年間の思想の變遷にあり。その社會の組織より萬事の源因を論じ、
皇位の三大變遷を論じ、一轉じて大小思想の衝突を叙し、其結果として社會の組織に大變
化を來せるを論じたるもの、痛切破天荒、俗流の見を破るに足る。其他財政宗教の歴史も
また精確也上卷の筆は流麗明快なり中卷は此の流麗明快に加ふるに更に莊重、森嚴を以て
し、正々堂々議論の到る所筆も亦到る。

徳富健次郎纂譯

四版 武雷土

美麗なる肖像入
紙數 百五十頁
定稅價 四十五錢

一昨秋出版以來大に江湖の喝采を仰せし
已に數千部を賣り盡せる武雷土傳は
論を補ひ全然面目を一新し又一進して四版を
發賣せり 江湖の諸彦未だ卷を手にせざるの士は速に一本を購讀せよ已に一讀せら
れたる諸君は再讀の勞を吝むなかれ

徳富健次郎纂譯

三版 格武電

紙數 二百廿七頁
定稅價 四十二錢
鮮明なる肖像入

包量潤大、識見卓拔、性情和平、操節清嚴、ある
十九世紀一流の平民政治家格武電の眞面目描き
卷中に躍々たり文章平易流麗讀み去り讀み來つて毫も嫌澁暗險の弊なし江湖の諸彦武雷土
氏の傳を讀む者は亦須らく格武電を讀まざるべからず

森田思軒先生傳

三版 探偵ニールヘル及びクラウド

品切レ

草野茂松村上典吾編輯

再版 今世名家文鈔

品切レ

田口卯吉、肥塚龍、尾崎行雄三氏序 徳富猪一郎著

七版 新日本之青年

特別廉價 二拾錢
郵稅 四錢

新日本青年の指南車、新人民の烽火臺、議論新警、文章奇拔、有用の好著

書也 著者自から題して曰く「本書故ありて發賣と社會に絶てり、今や更らに之を刊行するは、教育界の現狀に就て、大に慨する者あるか故也、願くは天下の識者をして、本書の是非を判せしめよ」と、江湖の君子幸に一讀の勞を吝む勿れ

國民叢書 一冊 進歩乎退歩乎

品切レ

國民叢書 人物管見

當今我邦の名士を論じ、識して、識鑿透徹筆鋒銳利無數の人物紙上に活躍す所謂天下英雄在眼
中もの耶非耶

定價 拾五錢
郵稅 二錢

德富猪一郎序文 竹越與三郎編纂

格朗空

歴史上の大難問、英國史の絶頂、鐵騎の首領、大抗擊家、沈撃、嚴肅、雄烈の大改革家ク
ロムウニ著者一氣呵成の雄麗明快の筆を以て述作批評せら
れたり苟くも偉人
傑士の眞面目を識らんと欲する者は本書を讀まずして復た何くにか得ん

美麗なる肖像入
二百四十一頁
定價 二十錢
郵稅 四錢

再版 誕生日

斯書は父母兄弟姉妹朋友の誕節を記憶せんか爲め其の誕生日を記録する冊子也●卷中の
一面には餘白を利用して其の人々をして自から其の姓名を誕節に相當する月日の欄内に記録
せしむるを得可し●是れ獨り其の誕生日を記録するのみならず併せて父母兄弟姉妹朋友の手
蹟帖たるを得可し●他の一面には東西の聖經賢傳詩歌金言を掲げ以て辰夕の認誦に供す●

一冊金十五錢
郵稅 二錢

又た米僊子の清淡奇逸なる一年の期節に相當する細書七十餘個を挿めり●斯書を編纂した
る主旨は獨り自個の誕生日を記念し祝ひ且つ勵むに止らず併せて其の父母兄弟姉妹朋友の
誕節を祝して感謝傾倒の情を表すにあり是豈に人生の和樂を増し社會の情緒を温むる所
以にあらざるや●冊子小なりと雖淡麗清楚且つ各冊の便宜備する金蘭簿たるを得可く何人も一本を持す可き要
るを得可く金蘭集たるを得可く又た交遊繪畫の奇觀たるを得可く何人も一本を持す可き要
書と信す

英國自由黨名士前外務次官牛津大學教授
セームスプライス原著 人見一太郎譯述

平民政治

全二冊 定價 四圓
運費 二十錢

國民必讀、政治界知識の一大寶庫

本書(アメリカンカンモンセンス)の著者プライス氏はグラッドストーン派自由黨中鋒々た
る名士にして曾て俱氏の内閣に於て外務次官となれり今や有力なる國會議員にして愛蘭自
治案の熱心なる主張者なり●學識該博にしてオックスフォード大學校の民法教授たり●而し
て本書は氏が屢米國に旅行し當地に就て秘密の觀察をなし、爰に斯の空前絶後の一大著述
を成したるものなり先年初めて其梓に上るや忽ち世上の喝采を博じ、直に數萬部を賣り盡
すに到れり、此書の價直の如きは世界の批評已に定論のあるあり、漫に吾人の蛇足を要せ
ざるべし

再版 國民小説

品一切レ

五

第三版 第二國民小説

特別廉價 十五錢
郵稅 三百七十頁

六

第二國民小説出づ、如何なる装ひを以て、名匠巨手の織り成せる爛然たる、爆然たる百幅の錦繡を以て、曰く、思軒氏の西文小品「伊太利の囚人」曰く、倭賊の屋氏の「夢現境」「空蟬」曰く南翠外史の「罔兩」曰く二葉亭四迷氏の「あひまき」曰く賣新生譯の「懺悔」曰く驚濤生の「羅、武烈士號」の譯述、曰く抱一庵氏の「曇天」曰く湖處子の「落武者」曰く白水居士の「石美人」曰く西野鶴士の「空屋」曰く囃外氏譯述の「惡因縁」「地震」「うきよの波」是なり讀者は已に國民小説第一に於て非常の妙味を喫し得たり曷ぞ此卷に於て、然らざるを得ん只開き見よ、知る所あるべし

八版 湖處子 宮崎八百吉君著 省

紙數 百五十七頁
定價 四十五錢

歸省 歸省の如何に佳趣に富み如何に社會に愛せらる、かは今更ら喋々を須ゆざる可し頭上八版の二字は能く之を説明す江湖の君子後れて悔ゆると其れ

横井時雄氏編輯 貴顯諸大家序跋

活歴史 故横井平四郎氏著 小楠遺稿

品切

經世實用の大文字 再版 日本國防論

定價 十五錢
郵稅 二錢

梶原保人氏著

政黨論

定價 二十五錢
郵稅 四錢

本書は政黨の人性自然に發生することより其利害得失離合變遷組織及歴史等を詳論し政黨は立憲政治を運轉するの蒸氣機關なることを斷論し進んで政治上及大臣責任上より政黨内閣の自然必然の制度なることを證論したり

撰學實錄

定價 十錢
郵稅 四錢

選舉實錄とは何ぞや、撰學の事實を有りの儘に記述せるなり、論評せず、修飾せず只世間に發表したる、殊に後日の論證となるべき事項を蒐集したるなり。故に其事や確其文や實也

總撰學附解散始末

定價 拾錢
郵稅 二錢

七

心神の糧
食處世の
秘寶
四一語千金
定價 五錢
郵稅 二錢

文藝博士 元良勇次郎氏著
佛國不換紙幣發行始末並信用論
全紙數七十七頁 定價十錢
郵稅二錢

佛國法律博士 本野二郎氏述
多數撰舉之弊
付 矯正策
全紙數八十頁
定價二十五錢
郵稅二錢

治政一斑
第一冊 檜前保人 著
第二冊 上野岩太 著
第三冊 池本吉次 著
第四冊 緒方直清 著
第五冊 梶原保人 著
中國地方制度
中央政務會議
員撰
府會度民
{錢三各價廉別特}
{受申不稅郵}

排曲學論
定價十錢
郵稅二錢

天下の憎むべきもの、曲學阿世の徒に過ぎるものあらんや。歐洲の帝冠を脚下に踏み付けたる羅馬法王の權威にも肩せざりしが、レオの學術、ミルトンの筆、ルイテルの信、凡て此等のものに由つて築かれたる學問を學び、却つて其學びたるものを枉げて世に阿り官に啗し、學に對しては學を賣じ、世に對しては世を害す。殊に社會の寵兒として尤も善き境遇に生ひ立ち、尤も多くの便利を興へられ、學生として尤も多くの優遇を受けたる徒が滔々として相率ひて曲學阿世の群に入り、揚々として得たりとなす。至つては誰か其唾棄を濁して彼等の面に唾せんと欲せざるものあらんや。唯するは誰しも能くする所。されど意餘りあつて口及ばざる平民の爲めに、正々堂々の論以て曲學の徒を面折し、其憤悶の懷を遺るものは、義理明白の文士に待つる也。酒井雄三郎氏が著はせる排曲學論は實に是也。

德富健次郎纂輯

グランドストーン
全一冊
近刊

英國自由黨は總選舉に於て保守黨に勝てり、今や威氏は保守黨内閣を顛覆して、最後の世界に掉尾の運動を爲さんとす。抑も威氏は如何なる人物ぞ。老偉人の生涯は一の迷宮なり。入ること益々深くして遭逢する所愈々饒く且奇也。今や深く此迷宮に入るものあり。人の未だ知らざる幾多の材料を蒐め、殊に未だ人の多く知らざる少壯時代の經歷を取り來り、叙するに婉容清秀の筆を以てし、この尤も斬新なる事實を基礎とし、論するに尤も冷靜な

る眼孔を以てす。其の果して虞氏一代の人物。閑歴、性情、行徑を描き出して餘蘊なきや否やは、既に前作に係る「フライイト」「ゴフテン」の諸書に就て之を知るに餘りあらん。政治に志す者、宗教に志す者、人物批評に志す者、品性修養に志す者、皆を一讀して補益多かる可し。

六里生纂譯

伊太利建國三傑

全一册 近刊

伊太利建國の事蹟を取て、之を我が維新改革の事蹟に比す、其相似たること何ぞそれ甚じきや。曰くマツヂニ、曰くカブル、曰くガリバルヂー是れ豈に伊太利建國の三傑にあらずや。曰く南洲、曰く甲東、曰く松菊、是れ豈に我が維新改革の三傑にあらずや。滅裂の國土は立憲王國となつて統一せられたり、勳閥内閣は之に次ぎ、物質的長足の進歩は東西第一對をなす。歴史的の意味を以て云へば近世の伊太利は歐洲の日本なり。近世の日本は亞細亞の伊太利なり。此書尤も精確なるオーソリチーに據り、伊太利建國の三傑マツヂニ、カブル、ガリバルヂーの生涯を叙じ且つ論ず、三傑の性情癖くが如く伊太利の形勢指すが如し。歴史家には好引例となり、政治家には好參考とならんばあらず。

國民之友自第一號至第八號社説及特別寄書 國民之友第一集

紙數三百二頁 定價二十錢

國民之友自第十五號至第廿四號社説	國民之友第二集	紙數二百廿八頁	定價十五錢
國民之友自第廿五號至第卅六號社説	國民之友第三集	紙數三百十八頁	定價四十八錢
國民之友自第廿七號至第五十四號十八冊合本	國民之友第四集	紙數三百十八頁	定價四十八錢
國民之友自第五十五號至第六十八號十三冊合本	國民之友第一卷	紙數三百十八頁	定價四十八錢
國民之友自第六十九號至第八十六號十八冊合本	國民之友第二卷	紙數三百十八頁	定價四十八錢
國民之友自第八十七號至第百四十八號十八冊合本	國民之友第三卷	紙數三百十八頁	定價四十八錢
	國民之友第四卷	紙數三百十八頁	定價四十八錢
	國民之友第五卷	紙數三百十八頁	定價四十八錢
	國民之友第六卷	紙數三百十八頁	定價四十八錢
	國民之友第七卷	紙數三百十八頁	定價四十八錢

自第百五號至第百二十二號十八冊合本
國民之友 第八卷
 自第百二十三號至第百四十八號十八冊合本
國民之友 第九卷
 自第百四十一號至第百五十八號十八冊合本
國民之友 第十卷

活歴史也 同

七拾錢

同 七拾錢

同 七拾錢

國民之友

日本雜誌 中の巨人也

東京市京橋區日吉町四番地

民友社に於て毎月三回三日發兌

國民の友は社會の活歴史なり、社會萬般の出來事は細大漏すなく之を記載せり故に之を購
 讀する者は迂闊ならずと欲するも能はざるべし、政治上に志ある者、苟も一國の政機を知らんと欲する者
 は必ず一讀せざるべからず、政治に關する記事論說最も多し、政治上に志ある者、苟も一國の政機を知らんと欲する者
 經世的の眼孔を以て論じ來ることを我國民の友は實に今日の事を慮るが爲めに明日の事
 を忘れざるなり明日の事を慮るが爲めに今日の事を忽にせざるなり
 精神的に根ざし來る純潔なる理想は、巍然として言語文字の外に峙立し讀者をして眼識高
 邁に品性偉大ならしむ

朝野の名士は其超卓なる意見、典雅なる文字を、我國民の友に寄せて以て偉觀を添ふ國民
 之友の讀む者は才人傑士と神交を爲し得る便あり、我國國民の友に寄せて以て偉觀を添ふ國民
 發行部數の多きこと、遂に他の諸雜誌の上に於て購讀者も亦社會に勢力ある人士中に多き
 を以て高きに登つて疾呼するの勢あり、我國國民の友に寄せて以て偉觀を添ふ國民
 文學的の趣味は、全卷に滿溢せり殊に漢隲草の典雅、清談、疎快なる三伏の日と雖も之を
 讀むれば兩腋風を生じ神氣爽然たらん、我國國民の友に寄せて以て偉觀を添ふ國民
 附録は新年及び夏期に現今名家の批評を購讀者の人に便益を與ふること大なり、新刊書を購讀者と
 文章を學ばんと欲する人、國民の友の批評を購讀者の人に便益を與ふること大なり、新刊書を購讀者と
 國民の友は保存に便なり、新聞紙を購讀者、多くは讀むに隨つて散佚し他日の參考に備へ
 を以て参考書として備へ置くに最も妙なり、我國國民の友に寄せて以て偉觀を添ふ國民
 前金定價一冊六錢九冊五十四錢十冊六十錢半々分壹圓壹錢廿冊壹圓拾錢 (府外は郵税) 廣
 告料一行十五錢 (行政回數により割引あり)

國民新聞

國民新聞の特色 國民新聞は平民主義を執り、純然新聞紙上を横行濶歩する一大新聞なり
 議論公道、直報道敏、文章秀逸にして記事精確、警拔奇峭なる趣向を以て活潑々たる紙面を
 裝ひ、精氣閃めき、新姿湧き、断々乎として決して他の摸倣し得べからざるの特色あり

價定	
一 枚	二錢五厘
一 月	七十五錢
一 年	八百五十錢
一 行以下	一錢
一 行以上	二錢
一 行以上	三錢
一 行以上	四錢
一 行以上	五錢
一 行以上	六錢
一 行以上	七錢
一 行以上	八錢
一 行以上	九錢
一 行以上	十錢
一 行以上	十一錢
一 行以上	十二錢
一 行以上	十三錢
一 行以上	十四錢
一 行以上	十五錢
一 行以上	十六錢
一 行以上	十七錢
一 行以上	十八錢
一 行以上	十九錢
一 行以上	二十錢

國民新聞の社説は奇警なる眼孔を以て公平なる論評を下し斬新暢快なる筆を揮て放言直論正を踏んで懼れず恰も鋭刃の空を斬る如し
國民新聞の雑報は常に政界の秘象を報じ内外の異聞を掲げ又實業界の燈臺となり政治經濟文學教育宗教等社會あらゆる出来事に於て最も迅速に最も確實なる報告をなす者なり
國民新聞の對話は一目の下に一世の學者政治家實業家等の議論風采を眼見すべく耳聞すべし
國民新聞の文學欄には巧妙なる小説あり痛快なる批評あり又隨筆記行諷詩等ありて雅味掬するに堪ゆ
國民新聞の通信は外にして米にあり歐にあり世界の大勢掌上に見るを得べく内にしては西九州より北奥羽北海の端に至る樞要の地處として非ざるはなし地方の狀況紙上に躍如國民新聞の實業欄には農工商各專門家の有益なる論文雜報を掲げて最も敏捷に最も精確なる報道をなす殊に其相場商況の如きは詳且密
國民新聞の挿畫は筆力縱橫龍蛇を舞すが如し各地の山川風俗建築地製造物等一目異同を察すべく殊に時々奇抜なる實事畫諷刺畫を掲げて筆舌の言ふ能はざる秘趣を顯はす
國民新聞の演說筆記は靈妙なり能く其神髓を活寫して宛然躍然
國民新聞の文字は清麗なり秀潔なり一點の鄙猥淫汚なし之を父母子弟の面前に朗誦して可なり
國民新聞の社友は當時の學者文人政治家經濟家教育家宗教家等を網羅せり是を以て紙上常に其高論卓説を見るを得
國民新聞の廣告は最も有効なり何となれば國民新聞は最も多數の人に讀まれ最も各種の人に讀まれるればなり最も信任を措いて讀まれるればなり
國民新聞の附録號外 國民新聞は時々意匠斬新なる大附録を添へ兼て異報ある毎に號外を發す

發行所

東京橋區日吉町四番地
國民新聞社

社會の根底に新泉流を漲がんとす



家庭雜誌

婦人の王國に新色彩を添へんとす

毎月一回五十日發行

定價	前金一冊五錢六冊三十錢十二冊一ヶ年五十錢市外郵稅一冊二付五厘宛
廣告料	一行十錢

初號九月十五日發兌す

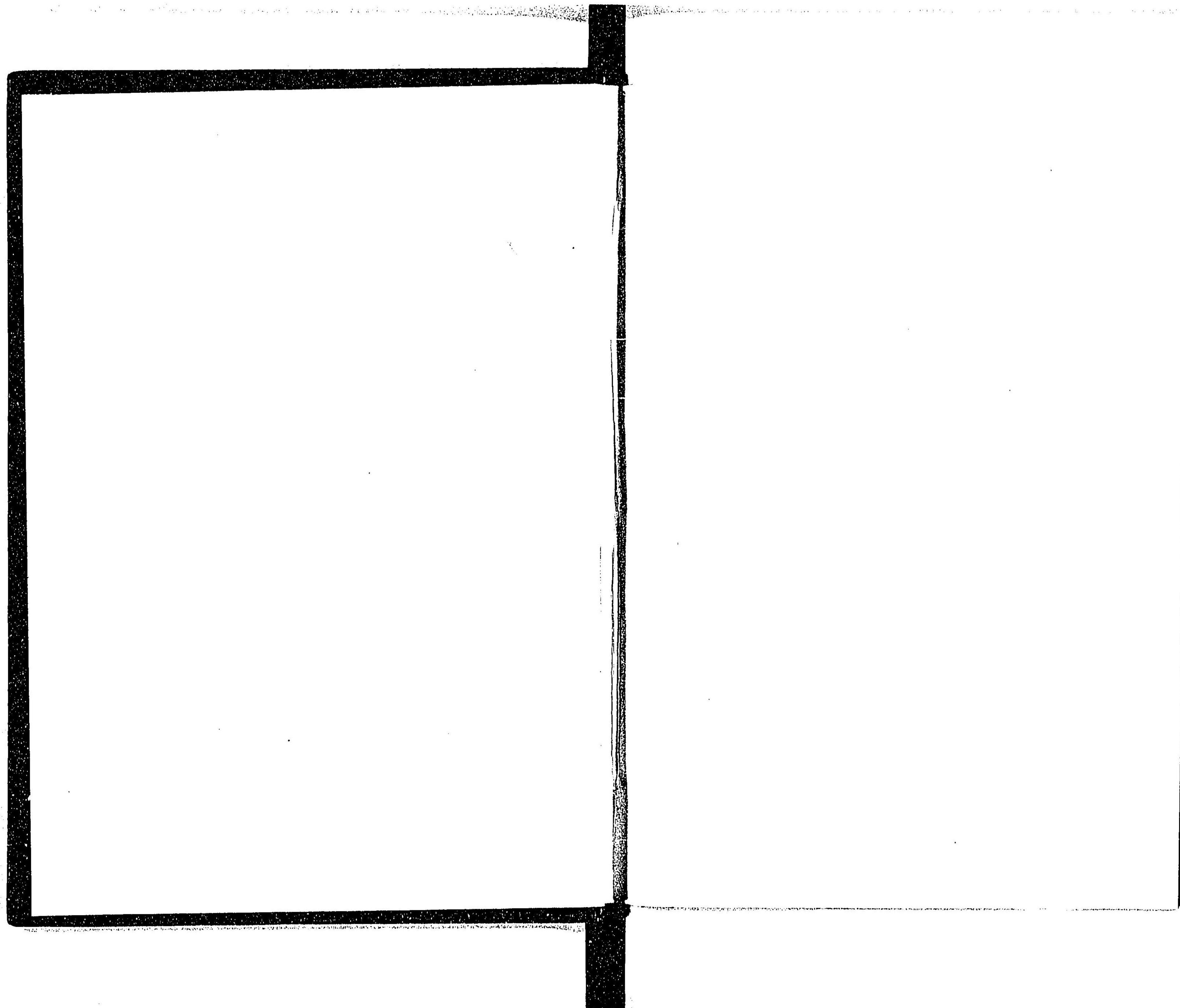
家庭は一種の泉なり、此の泉の匯集する處之を社會の湖水となす、此の湖水の清からん乎家庭の泉の清きなり、此の湖水の平和ならん乎家庭の泉の平和なるなり、此の湖水の美はしく且樂しからん乎家庭の泉の美はしく且樂しきなり、故に社會を改革せんと欲せば必ず先づ家庭を改革せざるべからず、吾人が家庭雜誌を發行せんとする豈偶然ならんや、吾人は唯活潑雄大剛健熱實なる新國民あらんを欲す、吾人は唯敏明優雅高潔慈仁なる新婦人あらんを欲す、吾人は唯清麗にして健全にして能く多幸なる家庭を作らんと欲す、其果して之を作り得るや否やは吾人自ら之を期せずと雖、亦之が一の愛友たる能はざらんや、之が一の忠實なる助言者たる能はざらんや、是れ家庭雜誌の發行止む可からざる所以也、本社には内外に社友乏しからずと雖、主として國民之友國民新聞社中の執筆に係り、文章は則ち平直簡勁温雅にして附するに假名を以てし讀み易く又解し易からしむるを務むべし、

は平民的なる鮮麗を以てし文字以外に一種の興味あらしむるを務むべし、最も平易にして最も愉快なる手段を以て挿んで利益を快樂の中に収めしむるを務むべし、和漢洋の史談を掲げ嘉言善行小傳逸話の以て興起實用的科學思想を注入するを務むべし、文藝の欄を設けて優麗なる小説高雅なべきものをして其心性を陶冶せしむるを務むべし、文藝の欄を設けて優麗なる小説高雅なる歌詩を載せ併せて音楽繪畫批評話文話等に及び以て其美術思想を養ふを務むべし、家政の法を説て家事經濟育兒法看病術調理法衛生談日用品の物價社交一班下男女の使ひ方より編物裁縫等の手工に至り最も實用に適切ならしむるを務むべし、其他雜録中には小供の爲めに催眠歌を誦ひ學校兒童の爲に學校を案内し、又家庭に關する、婦人に關する、少年男女に關する内外の時事を報するを務むべし、是れ吾人が聊か期する所にして、其果して當初の希望に負くや負かざるやは、家庭雜誌が社會に公にされたるの日、讀者自ら之を知らん、

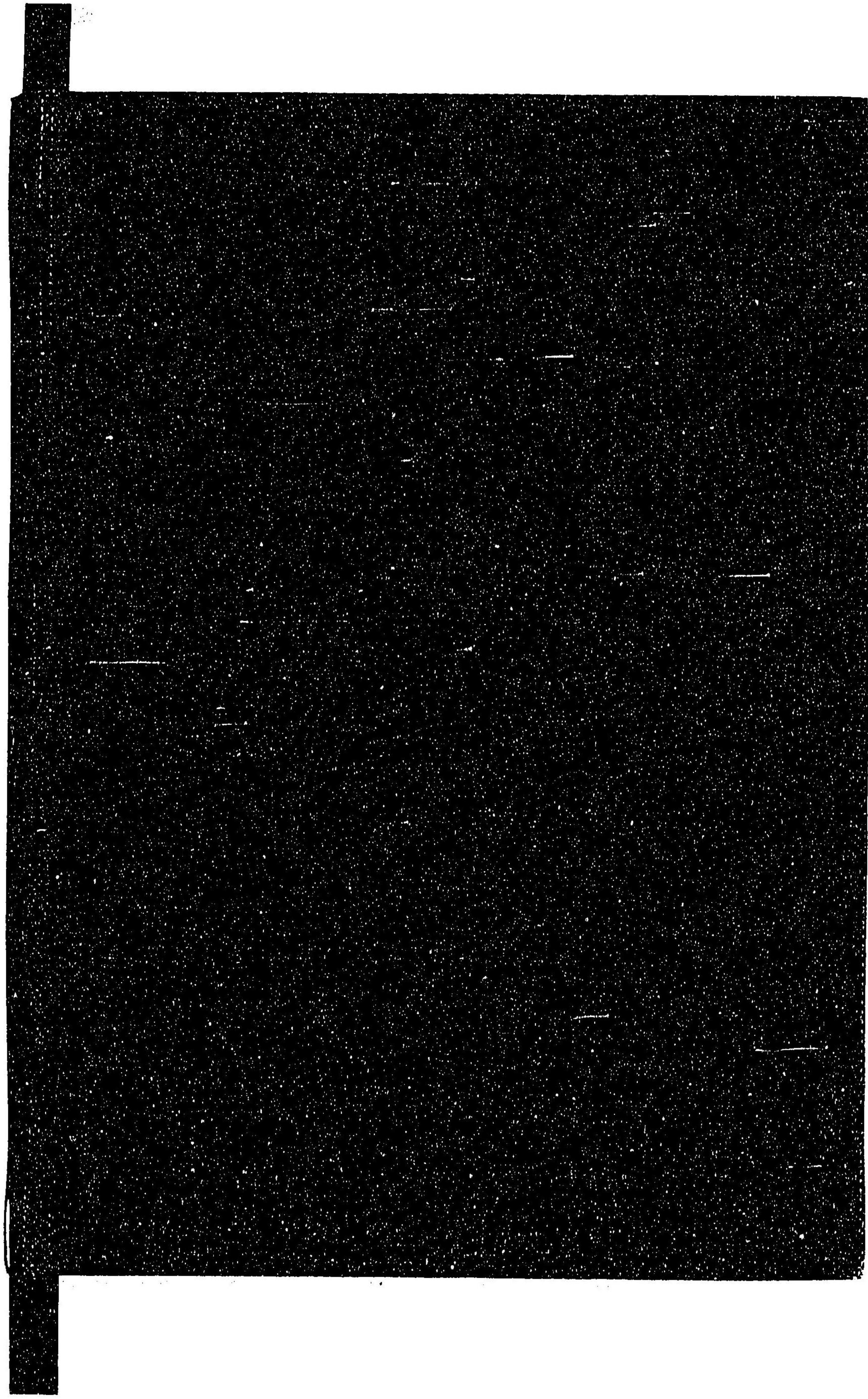
發行所

家庭雜誌社

東京々橋區日吉町四番地民友社内



1945-1946



1945-1946

210.6
Ta516s
(th)

002132-000-7

210.6-Ta516s(th)

新日本史 上

竹越 興三郎 (三次) / 著

M25

ACB-5392

